令和５年度　中小企業ＩｏＴスモールスタートモデル形成事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　中小企業ＩｏＴスモールスタートモデル形成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、釧路市補助金交付事務の手引きに定めがあるもののほか、この要綱に定める。

（定義）

第２条　この要綱において「ＩｏＴシステム導入」とは、複数の機械や製品等をネットワークに接続し、収集したデータや情報の見える化や自動記録、監視、制御、データ分析等を行うことをいう。

２ この要綱において「中小企業」とは次のものをいう。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に定める法人
2. 中小企業等経営強化法第２条第１項第６号～第８号に定める法人
3. 農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人
4. 法人税法別表第二に該当する法人
5. 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）

３　この要綱において「ＩＴ分野の知見を有する者」とは、釧路工業技術センター職員及び北海道ＩＴコーディネータ協議会釧路支部ＩＴコーディネータをいう。

（目的）

第３条　この補助金は、一般社団法人釧路地域ＤＸ推進協会（以下「協会」という。）が実施する、ＩｏＴシステム導入によって、自社課題の解決に取組む釧路市内の中小企業者に対して、当該取組みに係る経費を補助し、その他中小企業のモデルとなる取組事例を創出することで、中小企業における業務改善を促進し、生産性の向上ひいては競争力強化に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第４条　この要綱により補助を受けることのできる者は、第１号に該当し、かつ第２号以下の各号を全て満たす者とする。

1. 釧路市内に本社を有する中小企業

⑵市税を滞納している者でないこと。

⑶釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33条)第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

⑷地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（同条を準用する場合を含む。）の規定による、釧路市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。

⑸会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。

⑹風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。

（補助対象事業）

第５条　この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する補助対象者の取組みのうち、釧路市内の事業所にＩｏＴシステムを導入することによって、課題解決による業務改善、生産性向上・競争力強化を図る取組みとする。なお、前年度以前の交付決定事業と同一または酷似した内容の事業を申請した場合は、第３条の規定に合致しないことから不採択とする。

２　補助対象事業は令和６年２月16日までに終了するものとする。

（補助対象経費）

第６条　補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する別表に掲げる経費であって、協会会長が必要かつ適当と認めるものとする。

２　前項に規定する経費は、第９条に規定する交付決定日以降に支出されたもので、申請のあった年度の事業終了日までに支出が完了するものとする。

（補助率等）

第７条　補助金は、補助対象経費の４分の３以内で、60万円を上限として、予算の範囲内で交付する。なお、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（提出書類等）

第８条　補助を受けようとする者は、次の各号の書類等を協会会長に提出する。

⑴補助金交付申請書（様式１）

⑵事業計画書（様式２）

⑶事業計画に係るＩＴ分野の知見を有する者の意見書（様式３）

⑷登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑸直近の市税の完納証明書

⑹その他、協会会長が必要と認めるもの

（交付決定）

第９条　協会会長は、前条に規定する申請があった場合には、別に定める審査会において審査を行い、補助金の交付の可否を決定する。

２　協会会長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式４）により申請者に通知する。

（計画変更の承認等）

第10条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式５）を協会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴補助事業の全部又は一部を中止しようとするとき。

⑵補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資すると考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

⑶補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

２　協会会長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更等承認通知書（様式６）により、補助事業者に通知する。

３　計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合においても、第９条において交付決定した補助金の額は変更しない。

４　計画の変更に伴い、補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって第７条の規定を適用する。

（債権譲渡の禁止）

第11条　補助事業者は、第９条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全て又は一部を協会会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（立入調査）

第12条　協会会長は、補助事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。

（実績報告）

第13条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して14 日以内に、次の各号の書類を協会会長に提出しなければならない。

⑴実績報告書（様式７）

⑵事業決算書（様式８）

⑶支出した経費の事実を証明する領収書等

⑷その他協会会長がその都度必要と認める書類

（補助金確定額の通知）

第14条　協会会長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る補助事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式９）により、補助事業者に通知する。

２　内容の審査の結果、補助対象経費が増額となった場合においても、第９条において交付決定した補助金の額は変更しない。

３　内容の審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第７条の規定を適用する。

(補助金の請求及び交付)

第15条　補助事業者は、前条第１項の補助金額の確定を受けた後、補助金交付請求書(様式10)により、補助金を請求するものとする。

２ 協会会長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第16条　協会会長は、第13条の規定による実績報告の審査又は現地調査等により、補助事業の成果等がこの要綱の内容や交付決定の際に付した条件等に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条　協会会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を付して返還させることができる。

⑴法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく協会会長の処分若しくは指示に違反した場合

⑵補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行為があった場合

⑶廃業及び倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となった場合

⑷前３号の規定のほか、協会会長が補助金の交付について不適当と認める場合

（違約加算金及び延滞金の納付）

第18条　協会会長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令にかかる補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　協会会長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第19条　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第20条　第18条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

（帳簿等の整備）

第21条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間、これを保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第22条　補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、その取得価格又は効用の増加額が50 万円以上のものについて、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

３　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ協会会長の承認を受けなければならない。

４　協会会長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（事業成果の公表・普及）

第23条　補助事業は、原則として一般に公表することとし、協会会長が成果普及のための事業等を行うときは、補助事業者及びIoTシステム導入事業者はこれに協力するものとする。

（他の補助金との併給調整）

第24条　補助事業者がこの要綱における支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる国又は他の地方公共団体が実施する各種補助金（国又は他の地方公共団体が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給する場合は、この要綱における補助対象経費と国又は地方公共団体（釧路市における他の補助金を含む。）が実施する各種補助金の補助対象経費が重複しない場合について、補助金の併給を受けることができる。

（その他）

第25条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年６月19日から施行する。

別表（補助対象経費）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | |
| 機器等導入費 | ＩｏＴシステム導入に係る  ①機械装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、Wi-Fi・LPWA・RFID 等のデータ送受信装置、モニター・タブレット等のディスプレイ機器）  ②工具・器具（測定工具・検査工具等）  ③関連ソフトウェア等の購入、賃借、製作、設置及び改良等に要する経費  ただし、事務処理用のPC、スマートフォン、タブレット端末等は対象外 |
| 通信費 | ＩｏＴシステムの活用に付随するクラウド利用料、SIM利用料など  ※補助対象事業期間のみ |
| 工事費 | ＩｏＴシステム導入のための電気通信工事費等 |
| 委託費 | ＩｏＴシステムの導入及び活用支援に係るコンサルタント費等 |
| その他の経費 | 上記に掲げるもののほか、協会会長が必要かつ適当と認める経費 |
| なお、以下の経費は補助対象としない。  １　消費税及び地方消費税相当分  ２　通信料等について、既存事業部門との区分不可能な共通的経費  ３　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59 号）第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費  ４　補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費  ５　振込手数料  ６　その他協会会長が不適当と認める経費 | |

※ 補助金交付決定日以降に契約し、令和６年２月16日までに支払いを終えた経費を対象とします。